

健康診断

会社は、労働安全衛生法によって従業員に健康診断を受けさせる義務を負っています。

健康診断には一般健康診断、特殊健康診断、じん肺健診、歯科医師の健診があります。

一般健康診断のうち、定期健康診断は一定基準に該当する従業員には1年以内毎に1回受けさせなければなりません。

コロナにより例えば従業員が感染を警戒して受診したくないと拒否をしたことで延期・中止してしまった会社もあるかもしれませんが、厚生労働省のQ&Aを見ても、健康診断の実施義務は免除になっていません。

実際、コロナ禍の中での労働基準監督署の調査の現場でも、健康診断の実施有無は確認されます。

健康診断の対象従業員

原則としては、無期契約または1年以上雇用（見込）で、正社員の3/4以上の所定労働時間の従業員が対象です。ただし、深夜業を行う等の特定業務に従事する人の健康診断の対象になる場合は、1年以上雇用を6ヶ月以上雇用に読み替えます。

健康診断の項目

健康診断は、本人が受けた結果の提出を受けることで会社が実施しなくてもよくなります。この時、従業員が受けた血液検査などの結果の提出を受けることで健康診断の実施として、というパターンを見ることがあります。

実施すべき項目は法令で決められており、これを満たさないと健康診断を実施したとは言えません。項目は細かくは以下ようになっており、ごく一部は基準に基づいて医師の判断で省略ができます（会社の判断では省略できない）。

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）
- 7 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- 8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
- 9 血糖検査
- 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

健康診断の費用

一般的には、法定項目に対する部分は、会社が負担することが多いようです。一方でオプション健診や再検査に当たる部分は自己負担のケースをよく見ます。厚生労働省の見解として費用は会社が負担することが望ましいとしていますが、法令の定めで会社が負担しなければならないとされているわけではありません。

健康診断の実施後の措置

本人への結果通知を行うことその他、健康診断の結果（個人票）は、5年保存しなくてはなりません。

また、健診項目に異常の所見者がある従業員について、必要な措置について医師の意見を聴き、それを踏まえた措置を講じる必要があります。（従業員50人未満で産業医を選任していない会社では、地域産業保健センターを利用することができます）

その他、従業員が50人以上の会社では健康診断の結果を労働基準監督署に届け出る必要があります。

おわりに

健康診断の実施義務は免除されていません。労働安全衛生法には健康診断実施義務違反に対する罰則があり、50万円以下の罰金となっています。

健康診断は従業員の健康保持のため大変重要です。従業員に健康に働いてもらうことが会社のためにもなることは明白。コロナ感染対策をしっかりと行っている健診実施機関はたくさんあるので、しっかりと感染対策の講じられているところを選び、従業員の理解を得た上で、毎年1回の定期健康診断を確実に実施しましょう。